総務課長 殿統括監察官

防衛監察監

公正入札調査委員会の設置について (通達)

標記について、公正取引委員会との入札談合に関する情報の連絡体制等についての改正について(通知)(防経施第11177号。25.8.16)別紙第4項の規定に基づき下記のとおり定めたので通達する。

(設置)

第1 防衛監察本部が発注する工事(建設業法(昭和24年法律第100号) 第2条第1項に規定する建設工事をいう。)、測量及び建設コンサルタント 等業務(以下「工事等」という。)並びに物品の製造、物品の購入、役務及 び物品の売払(以下「物品等」という。)に係る入札の公正を期し、談合情 報又は談合疑義事実に対して、より的確な対応を行なうため、防衛監察本部 に公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2 委員会においては、工事等及び物品等に係る談合情報又は談合疑義事実 に関して、次の事務をつかさどる。
 - (1) 談合情報に係る内容の把握及び信憑性の審査に関すること。
 - (2) 談合情報に係る調査の要否及び調査内容の審査に関すること。
 - (3) 談合情報に係る調査の実施に関すること。
 - (4) 談合情報に係る調査結果及び当該調査結果を踏まえた入札手続等の取扱いの審査に関すること。
 - (5) 談合疑義事実に係る認否の審査及び調査に関すること。
 - (6) その他前各号に付随する事項に関すること。

(構成等)

- 第3 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は、支出負担行為担当官をもって充てる。
- 3 委員は、総務課長、統括監察官、監察官及び統括監察官付第1監察班長並 びに委員長が指定する者をもって充てる。
- 4 前項に定める者のほか、委員長は、審査対象案件に応じて委員会の事務を 処理するために必要な者を随時に委員に指名することができるものとする。

(会議)

第4 委員会は、必要に応じて随時委員長が会議を招集するものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、回議をもって会議に代えることができるものとする。

(関係者の出席)

第5 委員長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め意見を 述べさせることができる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員 長が定める。

(施行日)

第8 この要領は、平成25年9月1日から施行する。